

第 6 8 回四日市市都市計画審議会

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 3 0 日（火） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

2. 開催場所 四日市市役所 1 1 階 第 1 委員会室

3. 出席者

【委員】

（市議会議員委員）

石川委員、小田委員、平野委員、
水谷委員、村上委員、森委員

（学識経験者委員）

丸山委員、浅野委員、松本委員、
豊田委員、佐々木委員

（市民委員）

山路委員、藤田委員、前田委員

【四日市市】

都市整備部 伊藤（準）部長、嶋田計画担当部長、伊藤（勝）理事、伊藤（恒）次
長

【事務局】

都市整備部

都市計画課 蟹江課長

計画グループ 橋本グループリーダー

内山課付主幹、杉浦主幹、東主幹

4. 傍聴者 0 名

5. 配布資料

・ 事項書

・ 委員名簿

・ 席次表

・ 第 133 号議案 四日市都市計画生産緑地地区の変更について【四日市市決定】

・ 第 133 号議案の説明資料

・ 報告事項

「四日市市都市計画マスタープラン全体構想、四日市市立地適正化計画の見直し
について」の説明資料

6. 審議会の内容

- ・委員 15 名中、14 名出席 ⇒ 会議成立
- ・非公開に該当する内容はないため、会議公開 ⇒ 傍聴者 0 名
- ・議事録署名人の氏名 ⇒ 豊田委員、前田委員

第133号議案 四日市都市計画生産緑地地区の変更について【四日市市決定】

《議案説明》

【事務局】

それでは、第133号議案 四日市都市計画生産緑地地区の変更につきまして、説明させていただきます。よろしくお願いします。

まず、議案を説明させていただく前に、生産緑地制度について簡単に説明させていただきます。

市街化区域内の農地、いわゆる都市農地は多くの市民と近接していることから、画面のとおり、心やすらぐ緑地空間、国土・環境の保全など、都市にとって有益な多面的機能を有しています。生産緑地制度とは、このような農地の機能を評価し、都市計画に位置づけ、計画的に保全することで、まちづくりに役立てようとするものです。

また、生産緑地は、市街化区域内の農地について、こちらの画面上部にお示しする目的を達成する農地等を都市計画決定し、計画的に保全する制度であります。生産緑地制度の成り立ちは、市街化区域と市街化調整区域の線引き制度と税制に関係しております。昭和43年に線引き制度が創設され、その後、昭和47年には地方税法が改正されたことにより、市街化区域内の農地の固定資産税が従来の農地課税から宅地並み課税に改められました。これにより、市街化区域における農業の継続が難しくなったことにより、その対応策として固定資産税の減額措置が講じられ、生産緑地地区制度の創設に至りました。

次に、生産緑地に指定されますと、画面にあるとおり、30年間の営農義務、すなわち、適正に農地として維持管理していくことが義務づけられます。特定生産緑地の場合は10年間になります。相続税の納税猶予や固定資産税が農地課税になるといった税制の特例措置が適用となります。一方、その土地につきましては、原則農地として管理するため、建築や宅地造成といった行為は制限されることとなります。

次に、生産緑地地区の指定の要件について説明させていただきます。

生産緑地法では、指定要件として、画面上部に示す（１）から（３）までが指定要件となっております。その中で、本市では、平成２６年に追加指定を行う際、本審議会でも御議論いただきましたが、その判断基準として、画面中段から下段に示す、（１）から（５）までの指定要件を定めて運用を行っております。その中の（３）面積要件につきましては、年々減少する都市農地を極力保全するためにも、平成３０年３月２３日に条例を制定の上、面積要件を５００㎡から３００㎡まで引き下げております。

本市要綱が定める（１）から（５）までの指定要件を満たし、農業委員会備え付けの農地台帳で主たる従事者や、申請農地が農地台帳に記載されている農地であることや農地の状況を現地で確認し、指定を行っております。また、生産緑地地区に指定されますと、営農の継続を前提として固定資産税、都市計画税が農地並み課税となるほか、相続税、贈与税については納税猶予の特例を受けることができます。

生産緑地に指定されますと、原則３０年間は営農を継続する必要がある、建築、宅地造成など、土地の形質の変更行為を制限されますが、例外的にこの行為制限が解除される場合がございます。なお、特定生産緑地に指定された場合は１０年間の営農義務となります。

では、こちらの画面上段のほうを御覧ください。

生産緑地地区に道路などの公共施設が設置される場合、生産緑地法第８条第４項に基づき、事業者から公共施設を設置する旨の通知を受け、生産緑地地区の行為制限が解除されます。

次に、画面下段を御覧ください。

農業従事者の死亡または病気、けがなどで農業に従事できなくなった場合には、生産緑地法第１０条に基づき、市に買取り申出を行うことができます。なお、この場合、市では買取り申出を行う前に、毎月第２・第４水曜日に生産緑地に関する相談会を行っており、買取り申出の希望者の営農状況などを農業委員会事務局とともにヒアリングさせていただき、条件を確認しております。市は、買取り申出を受けますと、公共機関に買取りの紹介や、ほかの農業従事者様へのあっせんを行っておりますが、申出から３か月以内にどちらも成立しない場合、生産緑地地区の行為制限が解除されることとなります。

続きまして、都市計画手続について御説明させていただきます。本議案は、四日市市決定の都市計画でございまして、まず、都市計画手続の流れについて、簡単に説明いたします。

本議案は、市が決定を行うものとなり、この場合、市で原案を作成し、青い破線で示した四日市市都市計画まちづくり条例に基づいた原案の縦覧を行い、公聴会または説明会を開催します。その後、県との事前協議、案の縦覧を行い、都市計画審議会で決定の可否について御審議いただくという流れになります。

それでは、議案書の２ページになりますが、変更内容について御説明させていただきます。

変更理由ですが、令和６年１月１日から令和６年１２月３１日までの間に指定の申出があった農地を新たに生産緑地地区に指定するとともに、生産緑地法第１０条に基づく買取り申出があり、申出の日から３か月以内に所有権の移転がなく、同法第１４条の規定により行為制限の適用を受けなくなった生産緑地並びに、このことに伴い、同法第３条に基づく指定要件を満たさなくなった生産緑地について、生産緑地地区から除外をします。なお、今回の変更では、先ほど御説明させていただきました道路などの公共施設の設置に伴う解除というものはございませんでした。

次に、議案書の３ページでございますが、今回の変更により、四日市市の生産緑地地区は約２．７㎡減少し、約９８．９㎡となります。また、地区数としては４地区減少しまして、６２３地区となります。

次に、議案書の４ページを御覧ください。変更の内訳について説明させていただきます。

１つ目は、生産緑地法第３条に基づき、農業従事者などから生産緑地地区指定の申出があったものを新たに生産緑地地区として３０１㎡指定するものです。

２つ目は、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡または病気、けがによる買取り申出がなされ、既に行為制限が解除された生産緑地地区は、延べ２万６、６８１㎡でございます。

３つ目は、先ほど御説明した買取り申出に伴いまして残された生産緑地地区の面積が生産緑地法第３条の指定要件である３００㎡を満たさなくなったことから行為制限が解除された生産緑地でございますが、延べ４４０㎡ございました。

こちらの変更図面でございますが、議案書では８ページから２２ページに図面のほうを添付させていただいております。

まず、議案書で、８ページは区割り図、９ページに総括図、１０ページから２２ページについては、それぞれの変更箇所の詳細図を添付してございます。

それでは、一例としまして、１５ページを例に変更の内容について説明させていただきます。

まず、緑色で塗り潰した箇所については、生産緑地として既に決定されている地区となっております。

次に、こちらの赤字の２４－４５と書いている、いわゆる赤線で囲った箇所については、今回新たに生産緑地地区として指定する箇所をお示ししております。

次に、同じ１５ページを例に、解除の内容について説明させていただきます。

こちらの２４－１７の赤色で塗り潰した箇所については、今回、解除をする箇所をお示ししております。

次に、今回変更しようとするものから、買取り申出と、それに伴う指定要件の欠如により、生産緑地から除外する事例を紹介させていただきます。

こちらは議案書の１９ページでございます。こちらは、１９ページの一部を拡大したものでございます。

画面の赤く着色した生産緑地地区の面積２０８㎡が生産緑地の指定から３０年経過を理由に買取り申出されました。赤色の箇所が解除されたことに伴い、青色の箇所の面積１９９㎡が条例で定める面積要件３００㎡を満たさなくなったため、併せて行為制限が解除されました。この赤及び青で着色した生産緑地地区について、共に生産緑地地区から除外をします。

最後に、これまでの経緯と今後の予定を説明させていただきます。

まず、変更原案の縦覧を４月２２日から５月１３日まで行い、縦覧者はゼロ名、公述申出書の提出もございませんでした。また、縦覧後、説明会の開催を行いましたが、参加者はおりませんでした。その後、三重県との事前協議を行い、変更案を作成し、７月１日から７月１５日までの２週間、変更案の縦覧を行っております。こちらのほうも縦覧者はゼロ名、意見書の提出もございませんでした。

なお、今後の予定ですが、本日の審議で可決いただければ、その後速やかに三重県と協議を行い、都市計画の決定告示に向けて進めていきたいと考えております。

以上で第１３３号議案の説明は終わらせていただきます。

《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

それでは、第133号議案につきまして、ただいま説明を頂きましたので、御質問や御意見がございましたら、挙手して発言のほうをお願いいたします。いかがでしょうか。

【F 委員】

生産緑地の見直しでいつも問題になると思うんですけど、水路の維持管理や大規模農家への田んぼの大型化というのが国から補助金が出て示されているんですけども、それに相反するように生産緑地化を解除していくと、宅地になると。そうすると、水路の維持管理をしていくのに非常に困難になる地域も出てくると思うんですが、その辺の調整というのは、もう調整済みということではよろしいのでしょうか。

【事務局】

まず、生産緑地につきましては、市街化区域内の農地になるというところで、いわゆる都市農地と言われるものになりますけれども、防災の観点からも、浸水対策とかいうところでも一定必要なものであるということで認識をしております。水路とか田んぼの大型化によるところもお聞きしましたけれども、今回のものであれば市街化区域内の農地になるというところで、そこの中の農地や水路ということは保全が大切であるという認識をしておるんですけども、生産緑地として都市農地の保全をしていくということが重要であると思っていますので、今回解除もございますけれども、生産緑地を極力残していくという観点で、制度の周知であるとかいうところで、極力保全に努めていきたいと思っております。

【F 委員】

ちょっと答えがずれているのかなと思うんですけど、田んぼを維持していくのに水路は必要であって、その水路自体を維持管理していくのにスケールメリットがなくなっていくんですよ。面積が少なくなるということは農業従事者自体も少なくなっていくと。そうすると、管理する人が少なくなれば、当然今までやっていた内容ができなくなるものがあるんじゃないか。その辺の調整をしっかりとやらないと、生産緑地で残った部分の田んぼも耕作できなくなってくるのかなと。

もう1つは、災害に対しての遊水機能が損なわれる。私が住んでいる羽津地区でもアパートを建てたりして、道路よりも土地を高いふうに盛るんですね。そうすると、今まで遊水機能があったところが逆に水が出てくるんですよ、道路のほうに。それで道路が冠水

する、そんな反面があるので、やはり解除するに当たっての影響というのはしっかり見ていかないといけないのかなと思うんですが、その辺の調整を聞いているんですけども。

【会長】

どのように対処するのかということと、それから調整は考えているのかということなんだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

【事務局】

宅地等の開発であれば、それに伴った水路整備というものがなくなってまいります。その中で、従来田んぼで使われていた水の流れというものを阻害しないような作りというのは、その開発される各自治会の方と調整する形にはなっておると思いますので、なるべく営農に影響がないような形で整備されてくるというふうに考えております。

その中で、やはり都市農地というのは、基本的には市街化の部分については、雨水対策というのが原則あると思うんですけども、その中で、やはり農地があることによって余力が生まれるということで、そういったところについては、なかなか土地利用が図れる場所ではあるものの、先ほど森市議のほうからもありましたけれども、災害時に役立つ部分になってまいりますので、新たに生産緑地を指定されたいという方もございますので、そういったところでは、追加指定制度なんかをしっかりと使って維持できるように、市としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【F 委員】

ストライクの答えではないんでしょうけど、調整はされてないんですね。されてないけれども、行政の範囲内でしっかり包含していくということなのかなと思うんですけど、調整はしてないんですか、しているんですか。

【事務局】

まず、生産緑地の解除される際には、どうしても地権者様の御意向によるものになってくるので、条件を満たしておると解除ということはやむを得ないかなと思っております。ただ、その生産緑地につきましては、農業委員会様とも連携のうえ現地の確認はさせていただいておるんですけども、具体的な、例えば細かく水路が解除されてどうなっていくのかとか、確かにそこまで細かくは確認できていない箇所もあるかもしれませんが、少しそこは今後の参考にさせていただきたいと思います。

【L 委員】

今回、追加指定があったということで、どんどん生産緑地が減っていく中で、大変喜ば

しいことかなと思っています。この追加指定の理由、どうして追加指定をされたいと思ったのかという理由が分かれば教えていただきたいのと、どういう方がどんな作物を作っているのかというのを知りたいのと、生産緑地がどんどん減っていくので、今後こういう追加指定が増えるような、何か取組がされているのでしたら教えてください。

【事務局】

今回追加指定された301㎡あるんですけれども、筆としては4筆ございました。議案書では5ページのほうになります。

こちらについては、地目等については畑ということで伺っておるんですけれども、実際その後、どういった利用をされるかというところは、細かくいうところは我々のほうでは確認はまだできてないんですけれども、ただ、今後指定されると、またこちらのほうも営農状況の確認をさせていただくことになりますので、そちらで営農状況の確認をすることとなります。

もう1つ御質問いただきました、今後、追加指定を増やすための取組といったところですが、取組については、先ほども申し上げましたが、生産緑地については、原則、土地の所有者様の御意向とはなるものの、市としては何とか残していきたいと、追加指定も増やしていきたいという中で、毎月、第2・第4水曜日に相談会というものを実施させていただいて、広く、生産緑地についてお悩みされている方とかに向けて相談会を実施させていただいたり、広報等によって制度の御案内ということで、何とか保全に努めているところでございます。

どういう方が今回追加をされていたのかというところ、細かいところは個人情報にもなってくるんですけれども、今回聞いておるのは畑として利用されるということは聞いてございます。

【L委員】

若い方なのか、どれぐらいの年齢の方なのかは知りたかったんですが。

【会長】

これ、500㎡から300㎡に減らしたがゆえに、もともと、例えば畑をやっていたけども、こんな指定できるんだということで情報として知って300㎡ぎりぎり手を挙げたのか、それとも新たに何か農業の取組を若い世代がやり始めたんじゃないかなというような質問でしたもんだから、世代的に若い人なのか、それともたまたま要件が変わったことを知っていてやったのかと、その辺が分かれば教えてほしいということなんだよね。と

いう質問でした。

【事務局】

平成30年ですか、法改正で、都市農地をしっかりと保全していきましょうということで、それまで指定要件が500㎡だったものが300㎡まで緩和されて、市のほうも条例を定めて300㎡からできるようにすぐに対応したというところで、制度自体は、たしかもう数年たっているかなというところにはなるんですけれども、やはり周知がしっかりできてない部分もあるのかなというところで、先ほど申し上げましたように、広報で周知したり、相談会を月2回やっておるというところでございます。

その中で、やはり新たに知った方というところとか、前から制度も知っていたけれども、例えば相続とかを機に、新しい世代の方が考えられるということもあるのかなと思います。たしかこの生産緑地は、確実な情報じゃないんですけれども、そこまで年齢層の高い方ではなかったかなと思います。一定そういった周知とか緩和をしてきたというところで、今回、30年しっかり生産緑地としてやっていく。やはり、やられるのであれば、生産緑地にさせていただきますと、メリット、固定資産税とかが非常に大きいものになってきますので、そういったところが、面積としては300㎡にはなるんですけれども、一定結びついたものになるのかなという認識はしております。

【B委員】

買取り申出及び指定要件の欠如による解除についてお尋ねいたします。

議案書の19ページについて、199㎡の解除された土地は生産緑地の税制は適用にならないと思うんですけれども、依然として畑のままなのか、地目自体が変わっているのか、そういった情報がございましたら教えていただけますか。

【会長】

解除された後の状況を把握しているかということですが、いかがですか。

【事務局】

こちらのほうについては、宅地として開発の事前協議が出されておるのを確認しております。なお、今回、解除の変更対象である箇所につきまして、今回、都市計画変更を行うこの生産緑地、減少分の2.7ha分について、今回54筆ございますが、そのうち1.1ha、筆としては15筆になりますが、開発の事前協議であるとか建築確認の申請というところから、宅地などへの土地利用ということが確認されておるところでございます。

【B委員】

ありがとうございます。

お尋ねした理由というのが、この生産緑地の指定から30年経過して買取りの申出があったものと、この指定要件の欠如による解除された土地が連動して宅地になったのか別々の話としてこうなったのかを知りたかったのでお尋ねしました。というのは、こういった解除があることが、ドミノ的にいろんな、本来は農地として残っていくべきものが宅地になったり資材置場になったりしていつているんじゃないかなという気がしましたので、そういった連動したものかどうかというのは御存じでしょうか。

【事務局】

先ほどの39-17については、いわゆる道連れというところで、1筆が解除されたことで隣の筆も解除されまして、そこが一体的に宅地として開発の協議があったという箇所でした。その他につきましては、今申し上げたところ以外で言うと、もう1筆、小生町になりますね、議案書の6ページのところに、生産緑地法第3条による面積要件の欠如で今回解除になった2筆がリストとしてございますけれども、こちらのほうは特に確認がされていない箇所になるので、1つは一体的に土地利用がされようとしている箇所、もう1つについては、まだそういったところは把握できていないところでございます。

【B委員】

ありがとうございます。

私の個人的な思いとしては、せっかくの営農されていた土地が畑として存続して欲しい。ソーラーなどが私の地域では大変多くなっていますので、こういった要件が欠如したことによってドミノ的にそういったものが増えていくのが大変残念だなと思ったのでお尋ねしました。

【会長】

ありがとうございました、貴重な御意見。また、そういった点についても状況の把握等をお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【G委員】

1点よろしいでしょうか、確認ですけれども。

【会長】

どうぞ、お願いします。

【G委員】

参考までに、今日の報告事項で立地適正化計画というのが出てきますけど、居住誘導区域の中にあるものと、それから居住誘導区域から外れているものが大体どれぐらいの割合であるのかというのを把握していらしたら参考までに教えていただきたいということと、それから、過去30年ぐらいにわたって続けている施策なので、急に方向転換というのは当然すべきではないし、継続的に運用していくというのは非常に大事だと思うんですけども、一方で、やはりその市街化区域の中にも住宅地として有用な基盤を持っているエリアと、そもそも、かなりその基盤が貧弱で災害に弱いとか、道路が狭小で市街地では適当でない部分であるとか、そもそも低未利用地の部分も市街化区域に含まれていたりするので、いろんな場所にこうやって生産緑地が分散していると思うんですけども、一律で、先ほどからのお話ですと、なるべく残していく方針ですということだったんですが、そういうものをこれからも一律で維持していくということなのか、あるいは、その辺りで新しい考え方というんでしょうか、何かもしあればお伺いしたいということでございます。

【会長】

ありがとうございました。

立地適正化計画の中での、まずは居住誘導地域とそうでない地域との間にどれぐらいの差があるのかというようなことも含めて、まず1点目の御質問。

それから、四日市市内というのは、かなり広域に多様な地区が含まれているという状況の中で、一律に保全をするんだと言ってもいろんな方向性があるんだと思うので、今後、そういった対応というか、今後の、少しきめ細かな対応の仕方みたいなことについては考えられているのかという御質問だと思いますが、御質問に対するお答えができればお願いします。

【事務局】

居住誘導区域内における生産緑地の分布というところの御質問かと思います。

市街化区域の中で居住誘導区域につきましては、災害リスクの高い場所で、あと産業の維持増進を図る区域、そして緑の創出・保全を図る区域というところを除外しているんですけども、産業の維持増進を図る区域で、工業専用地域と工業地域、あと臨港地区を除いていますのと、あと準工業地域の中で人口密度が低いところ、1ha当り20人未満のところですか住宅系土地利用の割合が低いところを居住誘導区域から外しております、生産緑地につきましては、基本的に工業系の土地利用の中に入ってくることはそこまではないかなというところなんですけれども、準工業の中には、一部そういった生産緑地は

指定されているかなというところになりますので、割合として正確に数値は取ってはいませんが、基本的には住居系、住宅系の土地利用のところを居住誘導区域に指定しておりますので、基本、居住誘導区域外にある生産緑地というのは準工業の一部というところで、あと災害リスクの高いところとかに少し入ってくるかなということで、そこまで多くはないかなという認識でございます。

あと、生産緑地の今後というところなんですけれども、やはり立地適正化計画で居住誘導区域を設定したときも、生産緑地のある地域というところは生活利便性、生活サービス施設ですとか公共交通のサービス状況というのはそこまで悪くない、いいエリアというところで、一定郊外部の中で新たな宅地需要というところの受け皿にもなっているところもございましたので、保全をしていくというところは、基本路線としてはもちろんあるんですけれども、そういったいろんな事情で解除されていく中で、一定の宅地需要の受け皿になっている部分もありますので、生活利便性も非常に高いというところも踏まえて居住誘導区域に含めていったという経緯がございます。

なので、居住誘導地域に含めながらにはなるんですけれども、今しっかりやっていただいている方についてはしっかり保全をしていただけるように追加指定を設けたりとか、そういったところで保全を図っていくというのは基本の考え方としてはございます。

【G 委員】

分かりました。大体生産緑地が100㎡ぐらい残っているということですので、居住誘導区域の内外でどれぐらいの割合であるのかというのは把握された方が、今後、居住誘導区域ベースで市街地を考えるということであるならば非常に重要な指標かなというふうに思ったというのが1つでございます。

それからもう1つは、後半の部分、議案書の10ページ、例えば川北の地図がついていますが、多分このベースとなる地図は相当前のやつで、今の空中写真と比較すると、この図では白い農地になっているところはほとんど宅地化されていて、生産緑地の部分が辛うじて農地で残っているみたいな感じなんですよね。だから、こういうようなエリアで果たす生産緑地の役割と、先ほどの河川沿いの水が非常につきやすいところである生産緑地、あるいはもともと農村集落のようなところで基盤整備がほとんどないようなところに残っている生産緑地とで各々でちょっと役割が違うと思うので、単に営農だからどうだということだけではなくて、生産緑地を残した結果、それが市街地としてどういう果たす役割を担っているのかというのをちょっと理解した上で管理していくと、よりいいのか

なというふうに思ったということでございます。

【会長】

ありがとうございました。

貴重な意見で、また十分参考にしながら検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

立地適正化の関連でまたこういう質問も出るかもしれませんので、把握できるのであれば把握していただくというようにお願いしたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。その辺しっかり把握しながら、災害リスクも踏まえて、またいろいろ検討していきたいと思います。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【H委員】

先ほど道連れ解除の話題が挙がっていたと思いますが、これ、地図を見ますと、団地を付け替えすれば何か残りそうなんです、四日市の場合、団地の付け替えというものの緩和というのはしなかったんでしたっけ。

【事務局】

基本的に、都市計画運用指針で示されております一団地の考え方というところに沿って考えております。一定の固まりというところでおおむね6 mほど離れていますと、一団地としては考えないというところが基本にはなってくるかなというところで、今回一定の距離が離れてきたというところで一団地ではないというような扱いにさせていただいたというところでございます。

【H委員】

基本的に、生産緑地、都市にあるべきものという位置づけが変わる中で、残していこうということであれば、やっぱり団地の付け替えについてももう少し緩和してもいいかなと思うんですね。ほかの自治体なんかだと結構大幅に緩和して、かなり離れたところでも一団地としてみなせるようにしていたりもするので、何かそういう方策を検討してもいいかなと思いました。今回の件はもうやむを得ないので、今後必要に応じて検討いただければいいかなと思います。

そして2点目、念のため確認させてもらいますが、今回、買取り申出があって買取りは

なかったということですが、その中で、都決が打たれている公園あるいは道路にかかっているような土地はあったのかなかったのか教えていただけますか。

【事務局】

基本的にないと認識しておるんですけど、すみません、今100%ないと言い切れるかというと、微妙なところではあります。

都市計画決定がされている場所について、例えば、生産緑地の買取り申出があった場合なんですけれども、都市計画決定の段階で買取り申出に動くというよりは、事業化がされて用地買収の予算がついてという段階であれば買取り申出のほうに動くことになってくるかなというところでございます。

【H委員】

そのように理解しておりますが、一方で、まずは予算が確保できていないので買い取れないと思うというのは分かっていますが、一方で、都決が打たれているところがまた開発されてしまって、その後また事業化で買い取るとなるとさらにお金がかかって、税金の効率的利用という意味ではどうなんだろうかと、ずっと疑問に思っておりますので、そういうのが難しいのは分かっているんだけど、何かそういう柔軟な運用ができるような予算編成ができるといいですねと言って、これも最後は意見とさせていただきます。

それからもう1点です。

今回、いわゆる特定生産緑地へ移行しなかった生産緑地、すなわち30年たって解除された土地が何件か見られます。要は、まだ四日市の中には特定生産緑地に移行しなかった緑地がかなり残っていると思いますが、今回の買取りによって何%ぐらいが既に解除されるということになりますか。要は、特定生産緑地に移行しなかった緑地のうち、何割ぐらいが解除という状況でしょうか。

【会長】

数字出てきますか。

【H委員】

拾ってないんだったら結構なんですけど、要は、それは今後、恐らく買取り申出が出てくる可能性が高いところだと思っております。それがどれぐらいになるのか、また、どこにどれぐらい出てくるのかというのは把握しておいたほうがいいかなと思っております。その中で、本当は残すべきだというところがあれば、何か政策的にそういったところが残るようなインセンティブの方策等々も考えてもらってもいいかなと思いましたので、そういう

戦略的に生産緑地というのを管理していくというのもあっていいなと私も思いましたので、意見とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

制度的にも、今の最後の買取り申出の仕組みみたいなものというのは、恐らく全国的にもそういった自治体がしっかりと取り組んできてこなかったようなことなんだろうというふうに私なんか、数字から見ていると感じますので、四日市市として、今後どういう方向に向かうのかも含めて検討していただきたい。柔軟な仕組みがつくれるのであればそういった予算制度も見直ししなければならないでしょうし、検討いただきたいと思います。

あと、気になったのは、6 mという条件があって、一団とみなされないということなんだけど、他の自治体等ではその辺、どんどん緩和する方向にあるんですか。

【事務局】

都市計画運用指針で先ほど申し上げたように、一定の見解といいますか、考え方が示されている中で、自治体の裁量にある程度委ねるという部分がうたわれているかなというところがございます。市としても、保全をしっかりとしていきたい。やはり道連れ解除というのは、急に生産緑地がなくなってしまうというところがありますので、基本的に保全をしていきたいという思いは持っておりますので、ただその裁量というのを自治体のほうで考え得るところをどこまでやれるか、書いてある内容に基本的に準じてやらせてもらっているというようなところでございます。

今回、こうした情報提供をいただきましたので、研究しながら、こういったところまでやれるか、道連れ解除というものができるべく少なくなるような取組ができるようであれば、しっかりとやっていきたいなというふうに思ったところでございます。

【会長】

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、御意見ほかはないようでございますので、133号議案の採決に入っていきたいと思います。

本議案は、四日市市が都市計画の決定権者であるため、都市計画の変更に当たり、当審議会に議を求められているものでございます。したがって、ここで採決をするということになるわけですが、皆さんにお尋ねします。

本議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【採決】

第 1 3 3 号議案 全員一致で原案通り可決

その他報告事項

① 四日市市都市計画マスタープラン全体構想、四日市市立地適正化計画の見直しについて

【会長】

それでは、その他報告事項に入ります。

四日市市都市計画マスタープラン全体構想と四日市市立地適正化計画の見直しについてという 2 点について報告を頂きます。

事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、その他報告事項、四日市市都市計画マスタープラン全体構想、四日市市立地適正化計画の見直しについて説明をさせていただきます。

事前配付資料をお手元のほうに御用意していただきますようお願いいたします。

資料を 1 枚めくっていただきまして、2 ページを御覧ください。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、市全体の都市像を示す全体構想と、地域・地区単位でのより詳細な計画を示す地域・地区別構想から構成されます。今回見直す都市計画マスタープラン全体構想は、おおむね 20 年後のまちの将来像を展望し、土地利用や都市基盤施設整備などのまちづくりの基本方針を示すものであり、平成 23 年 7 月の現行計画策定から 10 年以上が経過しています。この間、令和 2 年度の国勢調査では、本市においても人口減少局面に入ったことが確認されております。また、地球規模での気候変動や市民ニーズの多様化、製造業など産業の国内立地需要の高まり、高速道路や北勢バイパス等の広域幹線道路ネットワークの形成など、都市を取り巻く環境も変化している状況です。

まちづくりの面におきましては、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの持続可能なまちづくりが求められております。また、近年、激甚・頻発化する自然災害や切迫する地震災害への対応が課題

となっており、国を挙げて防災・減災の取組が進められているところです。

こうした中、本市では、先ほど市長からもございましたが、令和6年度に総合計画の中間見直しを行っており、都市計画マスタープラン全体構想についても必要な見直しを行います。本市では、これまでもコンパクトなまちづくりを進めてきており、今回の見直しは、現行計画の土地利用や都市基盤施設の整備の考え方、基本方針など、根幹となる部分は継続を基本としつつ、関連する分野の内容を更新するものです。

見直しの考え方としまして、資料2ページの左側、2の見直し検討状況の※の部分に記載のとおり、全体を通して総合計画と整合を図りつつ、防災・減災の取組については現行計画における位置づけが少ないことから、新たに安全・安心の視点をまちづくりの基本的な考え方や基本方針等に位置づけます。また、総合計画の土地利用の基本的方針でもあるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりに関して、公共交通ネットワークの部分を中心に記載内容の充実を図ります。

続いて、これまでの見直しの流れについて御説明いたします。

本都市計画審議会においては、令和6年2月7日の第65回都市計画審議会において見直しの考え方や進め方について、令和7年2月4日の第67回都市計画審議会において現行計画の評価や見直しの方向性、スケジュール等の報告をさせていただいております。この間、見直しの方向性の検討を進め、昨年10月から12月、本年5月から6月にかけて学識者の方への意見聴取、また本年3月から4月にかけて市民、関係団体などへの意見聴取、本年5月に議員説明会などを行いながら見直し素案を作成してきたところです。2ページの右側には学識の方への意見聴取及び市民、関係団体等への意見聴取の概要を記載しております。

学識者の方への意見聴取に当たっては、近年の社会情勢の変化等を的確に反映し、計画の高度化を図るべく、総合計画や立地適正化計画の策定、都市計画審議会にて関わりのある方を中心に、この学識者名簿のとおり選定し、専門的知見に基づく意見聴取を行いました。

主な意見としては、コンパクトシティ・プラス・ネットワークに関連するところで、コンパクトシティにしっかり取り組むべき、また、まちづくりと連携したネットワークが必要といった御意見。安全・安心なまちづくりに関連するところでは、ハード整備に頼り過ぎず、避難や土地利用計画と連携していくことが必要といった御意見がありました。

次に、市民等への意見聴取として、四日市市自治会連合会の各ブロック単位の連合自治

会長会議等にて現行計画に対する地域課題ヒアリングや市内在住の登録モニターを対象としたウェブアンケートを実施するとともに、土木、建築、商工業など、関係する団体に対して意見聴取を行いました。

主な意見として、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組や、スーパー、病院等の施設や公共交通など、日常生活に必要な機能の充実、新たな産業の誘致、幹線道路の渋滞対策といった御意見がありました。また、安全・安心なまちづくりに関連するところでは、防災は大切であるためしっかり記載すべき、災害時の避難場所の確保といった御意見がありました。

続いて3ページ、見直し立案素案について御説明いたします。

お手元には、別途配付、当日配付資料としまして、都市計画マスタープラン全体構想と立地適正化計画の見直し素案の本編もお配りしておりますので、併せて御確認いただければと思います。

さきにも説明しましたが、現行計画におけるまちづくりの基本的な考え方や基本方針などは継続を基本としながら、全体を通して総合計画の記載内容と整合を図るため、文章の変更を行っております。特に、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの指定につきましては、3、まちづくりの基本的な考え方の（3）誰もが移動しやすい交通環境づくりや、4、土地利用の基本方針の（1）全体的な方向、5、都市基盤施設整備の基本方針の（1）交通施設のところで公共交通ネットワークの維持再編を進めることや、自動運転、デマンド交通、自動車ネットワークの整備などについて追記するなど、記載内容の充実を図っております。

また、安全・安心の視点につきましては、3、まちづくりの基本的な考え方のところで、（5）安全・安心なまちづくりを新たに記載しており、大規模災害時においても人命、財産を守り、一定の生活が維持されるよう、ハード・ソフト両面から災害対応力のあるまちづくりに取り組む旨を位置づけています。

また、7、安全・安心なまちづくりの基本方針を新たに位置づけており、都市の成り立ちと災害リスクを踏まえた災害対応力のあるまちづくりを図る旨などを位置づけています。具体的には、国土強靱化地域計画などに基づくハード・ソフト両面の取組を進めることを中心として、防火地域などの指定や、住宅や社会インフラの耐震化、河川や下水施設などの整備、橋梁の耐震化や避難場所となるオープンスペースの確保を図ることなどを記載しております。

次に、9、土地利用方針図につきまして、こちら、近年の土地利用動向などを踏まえて更新をしております。これに関連しまして4ページを御覧ください。更新した土地利用方針図と、先ほどの3ページの土地利用、都市基盤施設整備、自然や緑の保全・創出の各基本方針と、それに基づく取組を整理しております。

本市の土地利用の基本方針の全体的な方向性として、市域東部を経済活動や都市居住を進める都市活用ゾーン、市域西部を自然環境と共生し、良好な環境を維持していく自然共生ゾーンと位置づけ、自然と都市の調和の取れたまちづくりを目指すこととしており、無秩序な市街化の拡大を抑制し、豊かな自然環境や優良な農地の保全を図っていきます。

そうした中で、例えば左側の上の中心市街地におきましては、商業業務機能の維持・拡充や都心居住促進等による中心市街地の活性化などの方針を定めております。また、左下の住宅団地では良好な居住環境を維持し、子育て世代などの新たな世代の入居を促す方針を定めておりまして、そのほか、住工混在地域ですとか農住混在地域、農村集落地域など、土地利用特性ごとに方針を定めております。

右側のほう、工業系土地利用では、臨海部もございますけれども、内陸部において、新保々工業用地の有効活用、既存拠点の生産機能拡充、広域交通の利便性の高い区域における工業系土地利用などの方針を定めております。

また、自然・緑地系土地利用では、樹林地や農地の保全、市民と連携した自然環境の保全、創出などの方針を定めております。

都市基盤施設では、東西南北の幹線道路整備、公共交通の利便性向上、歩行空間の整備や自転車の移動環境の向上、河川の整備、改修や下水道の整備などの方針を定めております。

これらの基本方針を踏まえ、各方針の下に記載しております取組を進めておりまして、これはちょっと主なものを書いておるんですけれども、こういった取組を進めておりまして、今後もこれは継続して取り組んでいくということでございます。

3ページに戻っていただきまして、右下10、将来都市構造図ということで、今回見直しに関連しまして、20年後の都市の将来像をイメージした将来都市構造図を新たに追加しております。

また、ページをめくっていただくんですけれども、5ページを御覧ください。

中心拠点や地域拠点、就業地において、各機能などを踏まえた拠点化を進めながら、居住地では地域特性に応じた住環境の向上を図るとともに、それらが中心市街地を中心とし

た交通ネットワークで効率よく結ばれた都市構造の構築を図ります。なお、既存の産業拠点を中心に、産業都市というところもございます。積極的に産業機能の誘導を図る区域を産業活性化ゾーンとして青色で表示しておりまして、今回、北勢バイパスが国道４７７号バイパスまで延伸したことを踏まえまして、その周辺エリアを、この図の中央辺りになりますけれども、新たに産業活性化ゾーンとして位置づけております。

続きまして６ページ、立地適正化計画につきまして、概要から説明させていただきます。

立地適正化計画は平成２６年に創設された制度で、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの持続可能な都市構造の形成を目指すものです。本市では、先ほども説明しましたがけれども、総合計画や都市計画マスタープラン全体構想において、既存ストックを生かしたコンパクトなまちづくりを進めてきましたけれども、その取組をより一層進めるべく、令和２年３月に策定しております。

立地適正化計画は、総合計画や都市計画マスタープラン全体構想に整合しながら、地域公共交通計画と連携して、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというところのまちづくりを目指すというものになります。

続いて、立地適正化計画の構成について御説明いたします。

立地適正化計画は、計画区域は都市計画区域になるんですけれども、基本的に市街化区域内の計画でございまして、市街化区域の中で居住を誘導すべき区域、居住誘導区域を定めることとなっております。また、この居住誘導区域の中で、商業、教育文化等の都市機能を誘導する区域、都市機能誘導区域というものを定めるとともに、立地を誘導する施設、誘導施設を定める必要があります。併せて、将来の都市像を示す基本的な方針や、都市機能及び居住の誘導を図るための誘導施策を定める必要があります。さらに、都市再生特別措置法の改正により作成が義務づけられました居住誘導区域内で行う防災対策、安全確保策を示す防災指針を定めなければなりません。本市では、当初計画策定後に防災指針の作成が義務づけられたことから、今回新たに位置づける必要があるという状況です。

続いて、６ページ右側、基本的な方針を御覧ください。

都市の活力の維持に向け、スーパーメガリージョン形成による交流人口拡大効果の享受に向け、都心部におけるにぎわいの創出や魅力の向上を図ります。また、既存ストックを有効活用しながら地域特性に応じた住空間の再生や安全な住環境の形成を図るとともに、

中心市街地を中心に形成されている交通ネットワークの維持・充実を図ることにより、働く世代、子育て世代から高齢者や女性なども含めて、働きやすく暮らしやすいまちづくりを進めることとしています。

続いて、立地適正化計画の見直しの考え方について御説明いたします。

立地適正化計画は策定から5年が経過したところであり、基本内容や各データ等の時点更新等を行いながら、引き続き現行計画における誘導区域の指定や、誘導施策・事業に取り組んでいくこととしておりますけれども、法改正等への対応が必要な箇所について見直しを行うということにしております。

1つ目が、先ほども御説明しましたけれども、都市再生特別措置法の改正の対応というところで、防災指針の作成が義務づけられたことに伴いまして、災害リスクの状況や防災関連計画の内容を踏まえ、居住誘導区域内における安全確保策を位置づけます。

2つ目が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律への対応です。本市の基幹的な交通ネットワークである四日市あすなろう鉄道について、市が第三種鉄道事業者として国の支援を得ながら、運行継続に向け設備更新等を進めていますけれども、新たに創設された国の支援制度、社会資本整備総合交付金の活用に向けて、ネットワークに関する見直しを行うというものでございます。

続いて7ページ、立地適正化計画の見直し素案です。

まず、目指すべき将来都市構造におきまして、先ほどの交通に関する対応として、本市の鉄道及び基幹的バスが都市の骨格となる公共交通軸であるということを追記しております。併せて、現在整備が進められているバスターミナルであるバスタ四日市や、バス乗り継ぎ拠点というところについても新たに位置づけております。

続いて、7ページ右側、居住誘導区域について御説明します。

居住誘導区域は、生活サービス施設など、生活利便性の高い区域や都市基盤の整った区域を設定しております。ただ、土砂災害特別警戒区域や、急傾斜地崩壊危険区域、津波の想定浸水深2メートル以上の区域など、災害リスクの高い区域、また産業の維持増進を図るべき区域として、工業専用地域ですとか工業地域、臨港地区、人口密度が低い、もしくは住宅系土地利用の割合が低い準工業地域などは除いております。また、2㎡以上の面積の都市計画公園や緑地の区域などは、緑の保全・創出を図る区域として居住誘導区域から除外しております。この設定の考え方につきましては、当初策定時から変更はございません。

続きまして8ページ、都市機能誘導区域について御説明いたします。

都市の活力の中心で高次都市機能が集積し、広域交通ネットワークの中心でもある中心拠点を都市機能誘導区域に設定し、市内外から多くの人が訪れ、働き、学び、楽しみ、交流するような都市機能誘導を図ることとしております。都市機能誘導区域の設定では、関連計画等で検討してきたこれまでのまちづくりの経緯や鉄道駅からの利便性等を考慮し、中心市街地活性化基本計画における計画範囲と同じ区域としております。また、誘導施設として、行政機能として市役所、商業機能として、店舗面積が1万平米以上の商業施設、教育文化機能として、図書館、博物館、文化会館、大学・専門学校などの施設を位置づけており、こちらにつきましても、当初策定時から変更はしていません。

続いて、8ページの右側、施策誘導方針について御説明いたします。

都市機能誘導に係る施策として、中心拠点の都市機能の高度化、集約化、地域拠点の拠点化の促進、生活サービス機能の維持などを位置づけており、当初より誘導することとしております図書館について、今回ちょっと赤字で書いておりますけれども、こちらのほうに明記するということをしております。

居住誘導に係る施策につきましては、中心拠点、地域拠点における都心居住の促進ですとか、生活快適性の高い区域への居住誘導、居住誘導を図る区域の居住環境の向上などの施策を位置づけており、今回特に変更はしていません。

緑のネットワークに係る施策として、中心市街地を中心とした交通ネットワークの維持・再編、広域幹線道路ネットワークを生かした交通利便性の向上、リニア時代に向けた交通利便性の向上などを位置づけており、特に大規模な国直轄事業であるバスターミナル整備、バスタ四日市につきまして具体化してきましたもので、新たにこの赤字のところで位置づけておるというところでございます。

続いて9ページを御覧ください。防災指針について御説明いたします。

9ページ及び10ページにつきましては、本市の主な災害ハザードを整理しております。既に国や県から公表されておるものにはなりますけれども、9ページでは災害ハザードを図でお示ししてございまして、10ページでは、それを災害種別ごとに表にまとめたものになります。浸水のハザードにつきましては、発生頻度が1,000年に一度程度と、かなり低いんですけれども、甚大な被害が想定される想定最大規模や、理論上最大規模のハザードと、100年に1度程度など、もう少し頻度は高くなるけれども被害は小さいというところの計画規模や、過去最大規模のハザードが想定されております。

本市におきましては、様々な災害種別、規模ごとの災害ハザードがありまして、市街地の広範囲で土砂災害や浸水などのリスクが想定されております。

こうした中で、11ページ、防災まちづくりの取組方針を御覧ください。

先ほど説明しました災害リスクを踏まえまして、災害レッドゾーンなど、災害リスクが特に高い区域においては、開発行為や建築行為の規制、移転の促進、居住誘導区域からの除外など、災害リスクを事前に回避する取組を推進します。

次に、想定最大規模の災害ハザードなど、ハード対策だけでは対応し切れない災害ハザードにつきましては、情報発信等による市民の意識啓発や避難体制の構築等を推進し、災害発生時における事前の避難や緊急避難など、災害リスクを低減するソフト対策を推進します。

最後に、計画規模、過去最大規模などの浸水区域など、災害イエローゾーンと言われるものを中心に、河川整備や改修、下水道、調整池の整備などハード対策を進めまして、災害の発生抑制を目指すというところでございます。

また、災害ハザード、完全に抑制することは困難というところでございますので、こういったことを踏まえて、建物の安全性の向上ですとか社会インフラの耐震化といったところの対策も推進していくというところでございます。

続いて11ページの右側、災害リスクや規模を踏まえた居住誘導区域の在り方について御説明いたします。

本市は、臨海部を中心に都市が発展してきております。そうした中で、東南海地震等の地震災害、また伊勢湾台風や49災、東海豪雨等の風水害などにより、市街地において度々被害を受けてきました。しかしながら、道路や鉄道施設の耐震化、河川、海岸、下水道等の整備を進めるなど、町の安全性の向上にもしっかりと取り組んできたというところでございます。また、併せて、ハザードマップ等による災害リスクの周知や避難の啓発、多様な手段による避難情報の伝達、防災訓練などのソフト対策も進めてきております。こうした経緯や一定規模以上の降雨というところは事前にある程度予測や準備ができる可能性が高い点なども踏まえまして、今後も各災害リスクに対するハード・ソフト両面の対策を進めることを前提に、基本的に居住誘導区域から除外しないということとしております。

一方で、法において居住誘導区域に含めないとされております急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域については居住誘導区域から除外すると。また、発生確率が高まる

南海トラフ地震につきましては、事前予測が困難というところ、また木造家屋が全壊する可能性が飛躍的に高くなる想定浸水深２メートル以上の区域については特に災害リスクが高いということがございますので、居住誘導区域から除外するということでしております。

なお、居住誘導区域の中だから安全というわけではなくて、様々な災害リスクが存在しているというところで、ハザードマップなどにより災害リスクの周知をするとともに、災害が発生しても、市民の生命や財産、社会インフラなどに致命的な被害が生じないよう、災害対応力のあるまちづくりを進めるということでございます。

続いて１２ページ、具体的な取組について御説明いたします。

この取組につきましては、国土強靱化地域計画や地域防災計画、流域治水プロジェクトなど、防災関連計画に基づく取組を整理したものになります。

取組方針①、リスクの回避では、先ほど申し上げましたけれども、リスクの高い区域の居住誘導区域からの除外やハザードエリアにおける開発許可の規制、地区計画等による誘導などの取組を位置づけております。

取組方針②、リスク低減のソフト対策では、ハザードマップの作成や更新、情報収集手段や情報提供手段の多様化・確実化、継続的な防災訓練や防災教育等の推進などの取組を位置づけております。

取組方針③、リスク低減のハード対策では、河川整備や雨水排水対策整備事業、住宅の耐震化や不燃化、都市計画道路の整備、公園施設の整備、長寿命化の推進などの取組を位置づけております。

防災関連計画にはほかにもいろいろと取組がございますけれども、代表的なものを載せさせていただいておりまして、これらの取組を地域特性や災害特性を踏まえて適宜実施していくというところでございます。

続いて、目標値について御説明いたします。

本市では、各災害リスクに対するハード・ソフト両面の対策を進めていくことから、まずソフト対策において、災害リスクの周知と事前の準備、避難の浸透を図る指標として、防災訓練の参加人数を目標とします。また、災害時の市街地の安全性の向上を図る指標としまして、耐震性の低い旧耐震木造住宅の除却工事費補助件数を指標とします。さらに、ハード対策における社会インフラの整備推進の指標として、本市所管の準用河川の整備率の向上を目標としております。

最後に、7、見直しスケジュールを御覧ください。

本日、都市計画審議会にて御説明しました後、8月1日から9月30日にかけて、24地区の市民センターにて説明会を開催します。こういったところの中で素案に対する意見募集を行っていく予定です。その後、頂いた御意見等を踏まえまして改定案を作成し、都市計画審議会や都市・環境常任委員会への説明などを行った上でパブリックコメントを実施します。その後、パブリックコメントを踏まえて最終案を作成し、都市計画マスタープラン全体構想については都市計画審議会への報告を経て、最終、令和8年2月定例議会にて議案を上程し、3月の議決を目指します。

立地適正化計画につきましては、都市計画審議会への意見聴取を経て、都市計画マスタープラン全体構想とともに3月に公表する予定としております。

長くなりましたけれども、当該資料の説明につきましては以上となります。

《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

今、最後にスケジュール等についての説明がありましたが、そういった形で進めてまいりますので、今日は報告ということです。

何か御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。挙手して発言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。先生方、よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見はないということでございますので、以上ということになります。

それでは、報告事項も終わりましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】

本日は長時間にわたりまして熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

次回の都市計画審議会は11月頃を予定しております。その際は、改めて委員の皆様には委員任命の手続きをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

―― 了 ――

委員名 _____ 印

委員名 _____ 印